

議案第78号

大田原市情報公開条例及び大田原市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市情報公開条例及び大田原市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する
条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年11月28日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市情報公開条例及び大田原市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

(大田原市情報公開条例の一部改正)

第1条 大田原市情報公開条例(平成13年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号本文中「除く。」の次に「以下同じ。」を加える。

第20条に次の1項を加える。

3 この条例の規定にかかわらず、自己を本人とする個人に関する情報の取扱いについては、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び大田原市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第●号)の定めるところによる。

(大田原市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第2条 大田原市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成20年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「の各号のいずれか」を削り、同項第1号中「取消され」を「取り消され」に改める。

第8条第3号中「前各号」を「前2号」に改める。

第9条第1項中「取消し」を「取り消し」に改め、同条第2項中「指定を取消し」を「指定を取り消し」に改める。

第10条中「取消された」を「取り消された」に改める。

第11条中「あたり」を「当たり」に改める。

第12条中「大田原市個人情報保護条例(平成29年条例第20号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の関係法令」に、「順守」を「遵守」に、「取消され」を「取り消され」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。